

入間市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の要旨

1. 改正の趣旨

超高齢社会を迎え民生費が増大していること、入間市行政改革大綱第1期実行計画による見直しの対象となっていることを受け、高齢者福祉審議会に諮問しました。

審議会からは、「節目の歳である77歳・88歳・99歳を迎えられた高齢者に市が敬老の意を表すとともに、長寿を祝う事業を継続すべきである」との意見を添えた答申がありました。

答申並びに現在の社会情勢等を鑑み、行財政運営の適正化を図るため、敬老祝金の支給内容を改正するものです。

2. 改正の内容

敬老祝金の支給額を次のとおり改正するものです。

対象年齢	改正案	現行
77歳	祝品	5千円
88歳	5千円	1万円
99歳	1万円	2万円

3. 施行日

令和2年4月1日